

意見募集案件	北広島市税条例の一部改正について (法人市民税の税率改正と軽自動車環境性能割の創設に伴う不申告時の過料について)
担当課	総務部税務課 電話 011-372-3311 内 3711

意見募集期間	平成 29 年 7 月 1 日(土)から平成 29 年 7 月 31 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(総務部税務課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	総務部税務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-1131 電子メールアドレス: zeimu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 29 年 8 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率引下げと、軽自動車税環境性能割が設けられることに伴う、環境性能割不申告に係る過料を設ける改正。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) ①法人市民税の税率(平成 31 年 10 月 1 日から) ・法人税割の税率: 12.1%から 8.4%へ改正 ②軽自動車税の税率改正(平成 31 年 10 月 1 日から) ・環境性能割について申告または報告をしなかった場合は、10 万円以下の過料を課する。 (3) その案の根拠となる法令等 ・地方税法第 314 条の 4(法人税割の税率) ・地方税法第 457 条(環境性能割の不申告に係る過料) (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 改正後は、適用時期から新税率で課税、不申告の場合は過料が課されます。
対象となる政策等 の原案	別紙のとおり 【北広島市税条例の一部改正について】
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 第 3 回(9 月)市議会定例会に付議し公布予定